

前回定例会（平成 23 年 7 月 6 日）以降の行政の動き

平成 23 年 8 月 3 日
新潟県原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認等

○ 7 月 13 日：月例状況確認（県、柏崎市、刈羽村）

<主な確認内容>

- ・ 1 号機、5 号機原子炉建屋水漏れ現場
- ・ 7 号機、非常用空調設備誤警報現場
- ・ 免震重要棟、精密検査用ホールボディカウンタ

2 福島県原子力災害に係る対応

(1) 柏崎刈羽原子力発電所の安全対策等

○ 7 月 12 日：国への緊急提言（全国知事会）

全国知事会から、原子力行政に対して国へ緊急提言を行いました。

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束
- ・ 原子力発電所の安全性の確保及び防災対策の強化
- ・ 情報の開示と的確な説明
- ・ エネルギーに対する選択肢の拡大
- ・ 今後の原子力・エネルギー政策に関するビジョンの提示

(2) 柏崎刈羽原子力発電所の防災対策

<原子力防災に関する勉強会の開催>

○ 第 1 回の開催

開催日：7 月 12 日

内 容：放射能の基礎知識と新潟県における安全対策

原子力発電所の仕組みと柏崎刈羽原子力発電所における原子力防災の取組
柏崎刈羽原子力防災センターの視察

○ 第 2 回の開催

開催日：7 月 27 日

内 容：柏崎刈羽原子力発電所における安全対策
防護対策の課題 など

(3) 放射線・放射能の監視

ア. 福島の事故による新潟県への影響報告書（Ver1.2）

6 月 14 日に公表した放射線等の監視結果に、6 月 30 日までに実施した測定結果及び海水浴場、プール等を追加し、学識経験者から評価を頂きました。

<学識経験者による評価>

- ・ 県内の降下物量の推移から、本県では健康に影響のないレベルで落ち着いている。

- ・福島第一原発事故による放射能の放出が収束していない状況であり、半減期の長い放射性セシウムなどについて長期的な放射能監視が必要である。
- ・長期的監視に向け、セシウム 134 と 137 の放射能比を求めるなど、これまでに得られたデータを解析・整理し、今後の監視・検査方針を検討していく必要がある。
- ・1986 年のチェルノブイリ事故発生時以来経験したことのない放射能汚染であり、下水道汚泥、浄水場汚泥など放射能が濃縮されるものの監視が必要である。

イ. 可搬型モニタリングポスト等による放射線の監視

既設の柏崎刈羽周辺でのモニタリングポスト 11 箇所に加え、県内 6 箇所（新潟市、長岡市、阿賀町、南魚沼市、新発田市、上越市）に可搬型モニタリングポストを追加設置して、放射線の監視体制を強化しています。

8 月 2 日現在、通常の測定値の範囲内となっています。（1 時間毎に HP で発表）

ウ. 農産物・畜産物・水産物の放射能調査 <担当：生活衛生課>

8 月 2 日現在、食品の検査を次の計画により実施しています。

- | | |
|------------------|------------------|
| ・野菜類（県内）：毎日 4 検体 | ・野菜類（県外）：毎日 4 検体 |
| ・乳関係（県内）：週 2 検体 | ・乳関係（県外）：週 5 検体 |
| ・肉 卵（県内）：週 2 検体 | ・肉 卵（県外）：週 3 検体 |
| ・魚介類（県内）：週 2 検体 | ・魚介類（県外）：週 2 検体 |

8 月 2 日までの調査では、県内に流通していた茨城県産パセリ（報告済）を除き、厚生労働省が示した暫定規制値を下回っています。（随時発表）

なお、岩手県の調査により、岩手県産牛肉が県内に流通していることが判明しています。（8 月 1 日報道発表）

牛肉に関する県の調査については、最後に記載しました。

エ. 河川水・水道水の放射能調査 <担当：生活衛生課>

8 月 2 日現在、河川水・水道水中の検査を次の計画により実施しています。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ・河 川（定点調査 4 地点）：週 2 回 | ・浄水場（定点調査 9 地点）：週 2 回 |
| ・浄水場（22 地点）：週 1 回 | ・水道水（新潟市、国の委託調査）：毎日 |

8 月 2 日までの調査では、いずれも食品衛生法に基づく暫定規制値（飲料水）を下回っています。（随時発表）

オ. その他

その他、様々な調査を行い結果を公表しています。

- ・下水道汚泥 <担当：下水道課> 報道発表：7 月 13、20、22、29 日
- ・焼 却 灰 <担当：廃棄物対策課> 報道発表：7 月 15 日
- ・一般廃棄物最終処分場 <廃棄物対策課> 報道発表：7 月 26 日
- ・浄水場汚泥 <企業局> 報道発表：7 月 29 日
- ・学校等の放射線量 <貸出測定器による市町村測定> 報道発表：7 月 11、14、22、26 日
- ・河川水、藻類、砂利 <水産課> 報道発表：7 月 9 日

3 その他

○7月11日：報道発表〔ストレステストについての知事コメント〕

本日、内閣官房長官から、原子力発電所のストレステストに関する政府の統一見解が発表されました。ストレステストについては、やらないよりはやった方が良いとは思いますが、まずやらなければいけないのは何があったのかという検証です。この検証がなければ、安全かどうかは言及できるものではありません。また、定期検査中のものと稼働中のものとのテストが異なる用ですが、どこが違うのか、現時点で詳細は承知していませんので評価できません。いずれにせよ、統一見解を敢えて表明しなければならないこと自体、政府の混乱と場当たりの対応を示す物であり、どうやって国民の信頼を得ようとしているのか、不透明です。

○7月13日：報道発表〔菅首相の原発に関する考え方についての知事コメント〕

総理会見は、福島原発の事故以降、多くの国民が感じている原子力発電に対する不信と国民の中で生じている新しいエネルギー政策に対する期待という現実を追認しただけであり、特に目新しい政策説明はありませんでした。電気料金や発送電分離を含む電力業界のあり方をどうするのか、原発に依存する地域に対する対応をどのように考えているのか、電力不足による産業空洞化の危機にどのように対応するのか等の具体的な施策や期限についての言及もありませんでした。

加えて、原発事故後、5月にフランスで開催されたG8の際に、原子力は引き続きエネルギーの柱の一つと位置づけた総理自身の発言とも整合性がありません。ベトナムに売り込みをしている原発との関係や、昨日、国会で表明した原子力発電所の国有化政策とどのように関係するのかも不明です。既に退陣を表明している総理から重要政策について一貫性のない発言がなされることに違和感を覚えます。

○7月29日：報道発表〔保安院による意見表明の要請についての知事コメント〕

本日公表された、中部電力株式会社の調査報告により、国主催のプルサーマルシンポジウムにおいて、原子力安全・保安院が参加者招集と特定の意見表明の依頼をしていたことが公表されました。本県は、これまで一貫して規制機関である原子力安全・保安院を推進機関と同一の大臣が指揮するというこの問題を指摘してきました。今回の報告を聞くと、言語道断であることは無論のこと、同一大臣が指揮することの弊害がやはりあり得るものと受けとめざるを得ません。

海江田経済産業大臣も第三者委員会を設置し、厳格に調査を行うと表明していますが、他の電力会社に対しても同様な事例が本当はないのか徹底した調査を行い、これまでの膿を出し切っていただきたいと思います。

○7月25日：報道発表〔環境監視調査結果の意見公募〕

平成22年度の調査結果の評価案について、県民の意見を募集します。

意見募集期間：7月25日～8月15日

提出された意見については、環境放射線監視調査結果及び温排水等漁業調査結果の評価策定の参考とさせていただきます。

詳細は県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/genshiryoku/1311022834029.html>

○7月12日：報道発表〔5号機原子炉建屋の水漏れ〕

東京電力から、運転中の5号機原子炉建屋で水漏れ、約375 Bq/lが確認されたと報告がありました。水漏れが確認された場所は非管理区域で、放射性物質は含まれていないとのことです。原因は、結露水を排出するポンプが故障、排水できなくなったためとのことです。県は、東京電力に原因究明と再発防止を求めました。

県外産稲わらを給与した可能性のある牛肉等の調査について

＜担当：生活衛生課・畜産課＞ 8月1日現在

(1) 放射能の検査

放射能の検査結果

	検査数	セシウム濃度 (Bq/kg) () は牧草換算	国の暫定許容値・規制値 (Bq/kg)
稲わら	35 農場	検出されず ~ 36,000 (8,182) 注1)	300 Bq/kg
牛肉	74 頭	検出されず ~ 470 注2)	500 Bq/kg

注1) 暫定許容値を超えた稲わらは、宮城県産のみです。

注2) これまでに検査した県内産牛肉は、すべて暫定規制値(500Bq/kg)未満です。

(2) その他の主な対応

○ 相談窓口の設置

県内13保健所及び県庁に相談窓口を開設、肉用牛農家向けの窓口も別途開設

○ 全頭検査体制の構築

県内でと畜する肉用牛の全頭検査を県が実施

○ 県産稲わらの確保

県外産稲わらの全量(約1,100t相当)を県内産稲わらに代替する体制を整備

○ 国への要請

7月26日：報道発表〔新潟県産肉用牛の放射性物質被害に関して〕

これまでの本県の検査では、給与された稲わらの放射性物質の濃度が極めて高い一方で、牛肉中の放射性物質の濃度は食品の暫定規制値内に収まっており、また、稲わらの放射性物質の濃度と肉牛の放射性物質の濃度の相関関係が明確でない状況です。このことからすると、肉牛の汚染は稲わらの他に因ることも十分考えられるので、是非国において詳細な調査を行い、知見を明示してください。

放射線データの公表方法に関する質問と回答

1. 委員質問

体内に取り込まれる食品類については、定期的にサンプリングをして測定されているようですが、その測定データの詳細については私たち住民はあまり知らない人が多いのではないのでしょうか。新潟県のデータは原子力だよりや新聞広告などで見かけますが、これらの報告はリアルタイムでは見られません。

ホームページでも掲載されているとのことですが、インターネットで見える人も少ないようです。もっと住民に簡単でわかりやすく、リアルタイムで知らせることができたら安心できるのではないかと思います。例えば、刈羽村ではケーブルテレビのミルフォでデータを流すというようなことをやれば良いのではないかと思います。

2. 回 答

新潟県が調査した放射線等のデータは、下表のとおり様々な方法で公表しています。公表にあたっては、分かりやすい説明を心がけてまいります。

	ホームページ	報道発表	原子力だより等 (発電所周辺の 放射線データ)	その他 (発電所周辺の 放射線データ)
リアルタイムで 測定している空 間の放射線量	○リアルタイム で掲載(携帯電話 でも見られる。)	(異常なデータ 等があれば発表)	○四半期に1回 公表	○固定局の電光 掲示板、役場の表 示盤等に表示
食品・水等の放射 エネルギー	○毎日掲載	○毎日発表	○四半期に1回 公表	

ホームページアドレス : <http://www.k4.dion.ne.jp/~ngt1-rad/>

携帯用アドレス : <http://www.k4.dion.ne.jp/~ngt1-rad/i/>